

教科教育学コンソーシアム研究推進委員会設置規程

1. 教科教育学コンソーシアムは、研究推進委員会を設置する。
2. 研究委員会は、以下の事項を推進する。
 - (1) 教科教育学の理論、研究方法論等に関する調査・研究
 - (2) 教科教育の実践のあり方、教育課程・教科課程のあり方等に関する提言
 - (3) 海外の教科教育学の研究・実践に関する機関との交流及び共同研究
 - (4) 教科教育学コンソーシアムが主催するシンポジウム等の企画・立案
 - (5) その他、教科教育学の研究成果の発信を含む、研究推進委員会が必要と認める事項
3. 研究推進委員会は、以下の委員で構成する。
 - (1) 加盟学協会から推薦された委員 各学協会原則2名
(年齢やジェンダーのバランスに配慮すること)
 - (2) 代表理事が指名する委員 若干名

なお、(1)の委員は、本コンソーシアムの理事を兼ねることができる。
4. 研究推進委員会には、委員長1名と副委員長若干名を置く。選考は委員の互選とする。
5. 研究推進委員会は、委員会の運営に必要な規程を定めることができる。
6. 委員の任期は、原則2年とするが、加盟学協会の求めに応じて、委員は変更することができる。
新委員の任期は、前委員の任期の残余期間とする。
7. 研究推進委員会の事務は、当面の間、日本教科教育学会の事務局がその任に当たる。

附則 本規程は、2022年1月1日から施行する。